

平成28年4月18日

第2回中央選挙管理会において決定された事項

本日、第2回中央選挙管理会が開催され、平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時が定められ、告示することとされました。また、委員長が専決処分することができる事件が決定されましたので、併せて、下記のとおり、お知らせします。

- 1 平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時が次のとおり定められ、告示することとされました。

場所

東京都千代田区霞が関2丁目1番2号
中央合同庁舎第2号館5階 選挙部会議室

日時

平成28年4月20日（水） 午後2時から

- 2 中央選挙管理会規程第10条の規定に基づき、
 - (1) 平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充による当選の告知及び当選人の告示の件
 - (2) 平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における欠員による繰上補充による当選証書の付与の件を中央選挙管理会委員長が専決処分できる事件とすることが決定されました。

担当 自治行政局選挙部管理課
滝川、中島（内線23169）
代表 03-5253-5111
直通 03-5253-5573
FAX 03-5253-5575